

船舶給水施設 指定管理者募集要項

令和8年7月

東京都港湾局港湾経営部

目 次

第1	公募の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	公募の趣旨及び目的	
2	管理の基本方針	
第2	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4	公募の日程・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第5	船舶給水施設の管理運営・・・・・・・・	2
1	管理運営等	
2	使用料の帰属	
第6	応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第7	応募方法・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	応募書類	
2	応募書類の取扱い	
3	募集要項等の配付	
4	応募に関する質問	
5	応募書類の提出	
第8	指定管理者の選定等・・・・・・・・	6
1	選定方法	
2	選定基準等	
3	選定等についての問合せ	
第9	管理運営経費・・・・・・・・	7
1	委託料の支払い方法	
2	選定基準額	
3	(参考) 従前の指定管理者への委託料	
第10	指定管理者と東京都との責任分担・・・・・・・・	8
第11	管理運営状況評価及び評価結果の次回選定への反映・・・・・・・・	8
1	管理運営状況評価	
2	管理運営状況評価結果の次回指定管理者への反映	
第12	その他・・・・・・・・	9

(参考資料) 「指定管理者募集選定に関するQ&A」

第1 公募の概要

1 公募の趣旨及び目的

東京都は、船舶給水施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び東京都港湾管理条例（平成16年東京都条例第93号）第27条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

2 管理の基本方針

- （1）船舶給水施設は、地方自治法に基づく公の施設であり、その利用に際しては公平な取扱いをしなければなりません。
- （2）船舶給水施設は、港湾管理者の責務として、寄港する船舶に対する清水の提供を行うために設置したものです。その設置目的を踏まえ、指定管理者は行政の代行としての基本姿勢に立った適正な管理運営に努め、都民の信頼に応えなければなりません。
- （3）指定管理者は、船舶給水施設利用者のニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなくてはなりません。

第2 施設の概要

施設名	所在地、規模等
大井船舶給水所詰所	品川区八潮一丁目1番3号
岸壁給水施設	竹芝、日の出、芝浦、晴海、月島、辰巳、東京国際クルーズの7ふ頭
運搬給水船	船名 すいれん 総トン数 約61トン 主要寸法 全長24.91m、幅6.50m 給水タンク容量 203 m ³ 速 力 8.3ノット

第3 指定期間

指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

ただし、指定期間中であっても東京都港湾管理条例第29条により指定管理者の指定の取消し等を行うことがあります。

第4 公募の日程（予定）

応募書類の提出	令和8年9月11日（金） 詳細は第7の6のとおり
---------	--------------------------

質問受付期間	令和 8 年 8 月 17 日（月）～19 日（水）午後 5 時まで
質問回答掲載	令和 8 年 8 月 28 日（金）（予定）
審査の実施	令和 8 年 10 月上旬（予定）
審査の結果通知	令和 8 年 10 月中旬（予定）
指定管理者候補者の選定・公表	令和 8 年 11 月（予定）
指定管理者の決定	令和 8 年 12 月（予定）

第 5 船舶給水施設の管理運営

1 管理運営等

指定管理者は、船舶給水施設の管理運営に当たって、別冊「船舶給水施設の管理運営基準」に記載する「管理運営の基本的考え方」等を理解の上、法令や業務の内容及び基準等を遵守してください。

なお、業務内容の全部又は主要な部分を、第三者に対して委託し、又は請け負わせることはできません。また、業務内容の一部を第三者に委託する契約においては、暴力団等を排除するための特約を締結してください。

2 使用料の帰属

船舶給水施設を使用許可した場合の使用料については、東京都の収入とします。ただし、これらの使用料の徴収事務の一部は、指定管理者に委託します。詳細は、別冊「船舶給水施設の管理運営基準」を参照してください。

第 6 応募資格

応募資格及び欠格条項

- (1) 船舶給水施設又はこれに類する施設に関する維持管理業務の実績を有する法人又はその他の団体（以下「団体等」という。）であること。個人での応募はできません。
- (2) 次のいずれかに該当する団体等又は該当する者をコンソシアムの代表者又は構成員に含む団体等は、応募することができません。
 - ・地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ・東京都から指名競争入札における指名停止措置を受けている者
 - ・都税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者
 - ・会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始している者
 - ・公の施設の管理が地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（第 166 条第 2 項で準用される場合を含む。）及び第 180 条の 5 第 6 項の規定における「請負」に含まれるとした場合に、その規定に抵触することとなる者
 - ・東京都指定管理者に係る暴力団等対策措置要綱の別表に掲げる排除措置対象者の 1 号から 6 号までのいずれかに該当する者
 - ・東京都港湾管理条例第 29 条に基づき東京都から指定を取り消され、その取消しの日から 2

年を経過しない者。ただし、社会経済状況の変動が生じたことを理由とする取消しがなされた場合は、該当しないものとする。

- (3) 複数の団体等でコンソシアムを構成して応募する場合（以下「コンソシアム応募」という。）は、本要項第7の1に掲げる「コンソシアム結成協定書又はこれに相当する書類」において定めた代表者が応募手続を行うこととします（代表者以外の団体等は、当該コンソシアムの構成員として扱います。）。

「コンソシアム結成協定書又はこれに相当する書類」には、コンソシアムの名称及び代表者並びに構成員の担当業務及び役割分担を明記してください。

- (4) 単独で応募した団体等は、他で応募するコンソシアム応募の代表者又は構成員となることはできません。また、複数のコンソシアムにおいて同時に構成員となることもできません。

第7 応募方法

1 応募書類

以下の書類を提出してください。

LoGoフォームの場合、指定管理者指定申請書（①）及び官公庁が発行する書類（⑨～⑪）については、別途郵送等で原本1部を提出してください。（令和8年9月11日（金）消印有効）

窓口提出の場合、応募書類は各1部ずつ提出してください。あわせて、応募書類一式のデータを保存した電子記録媒体（CD-R又はDVD-R）1枚を提出することとします。電子データでない文書については、PDF化したものを電子記録媒体に保存して提出してください。

また、コンソシアムによる応募の場合は、次に掲げるもののうち、②～④、⑦～⑪について全ての構成団体分を提出してください。

	書 類 等	コンソシアム構成員 ごとに提出	様 式
①	指定管理者指定申請書 (コンソシアムでの応募の場合は、⑥で定めるコンソシアムの名称)		様式1
②	指定申請に係る誓約書 (コンソシアムでの応募の場合は、⑥で定めるコンソシアムの名称)	○	様式2
③	法人等の概要	○	様式3
④	船舶給水施設又はこれに類する施設の管理業務実績	○	様式4
⑤	事業計画書 (令和9年度から令和13年度までの事業計画について提案すること。表紙以外に応募の団体等の名称を記載しないこと。)		様式5
⑥	コンソシアム結成協定又はこれに相当する書類 (コンソシアムで申請する場合に提出すること)		任意様式
⑦	定款、寄付行為又はこれに類するもの	○	
⑧	貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの (直近4年間)	○	

⑨	法人の登記事項証明書 (法人以外の場合はこれに類するもの)	○	各種証明書
⑩	納税証明書(直近のもの) 法人税、消費税及び地方消費税(納税証明書「その3」又は「その3の3」で提出) 本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人都民税、法人事業税)	○	
⑪	法人税申告書(別表第1から第5まで)(直近のもの)	○	

2 応募書類の取扱い

(1) 著作権

応募団体等(コンソシアム構成者を含む。以下同じ。)から提出された応募書類の著作権は、応募団体等に帰属します。

ただし、指定管理者候補者に選定された応募団体等の応募書類については、東京都が船舶給水施設の管理運営内容の公表及びその他必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で利用できるものとします。

(2) 特許権等

応募に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募団体等が負うものとします。

(3) 返却

応募団体等から提出された応募書類は、選定結果及び理由の如何に関わらず返却しません。

3 募集要項等の配付

募集要項等は、東京都港湾局のホームページからダウンロードしてください。
窓口での配付は、原則として行いません。

4 現地見学会

申請予定団体等に対する現地見学会を開催いたします。見学を希望する団体は、様式6「現地見学申込書」に必要事項を記入の上、令和8年8月3日(月)までに、下記の電子メールアドレスあてに電子メールで申し込んでください。日程について調整させていただきます。

【電子メールアドレス】 S0000517@section.metro.tokyo.jp

申込の際の電子メールの件名は、「【現地見学申込】船舶給水施設等指定管理者募集 ○○○(申請予定団体名)」としてください。この際、必ず受信確認の設定を行ってください。

5 応募に関する質問

募集要項等の配付資料について質問がある場合は、様式7「質問書」を以下の期間内に、下記の電子メールアドレス宛てに電子メールで送付してください。電話や来訪など口頭による質

問は受け付けません。

「質問書」を送付する前に、別添「指定管理者募集選定に関するQ&A」を参照してください。受け付けた質問に対する回答は、東京都港湾局のホームページに掲載します。

なお、「指定管理者募集選定に関するQ&A」及び期限までに受け付けた質問に対する回答の記載事項についても、施設を管理運営する上で遵守しなければなりません。

【電子メールアドレス】

S0000517@section.metro.tokyo.jp

電子メールの件名は、「【質問】船舶給水施設等指定管理者募集（法人・団体名）」としてください。この際、必ず受信確認の設定を行ってください。

【質問受付期間】

令和8年8月17日(月)～19日(水)午後5時まで

回答は、令和8年8月28日(金)までにホームページで公開する予定です。

6 応募書類の提出

応募書類は、令和8年9月9日(水)から9月11日(金)までの間に、LoGoフォームにて提出又は同期間の午前9時から午後5時までの間に、下記窓口まで持参してください。指定の方法以外での提出は一切受け付けません。

なお、提出期限後における応募書類の変更及び追加は認めません。また、書類の不備又は不足等については、失格となる場合があります。

【応募書類の提出先】

(LoGoフォームにて提出する場合)

<https://logoform.jp/form/tmgform/1531850>



(窓口へ提出する場合)

東京都 港湾局 港湾経営部 振興課 内貿振興担当

住所 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎8階南側

電話 03-5320-5548 内線 43-254

第8 指定管理者の選定等

1 選定方法

- (1) 指定管理者の選定に当たっては、外部委員を含めた指定管理者選定委員会において、提出された事業計画書等により、一次審査（書類審査）を行います。

結果は、応募団体等全員に通知します。

〔一次審査の結果通知 令和8年9月下旬予定〕

- (2) 一次審査通過団体等による二次審査（プレゼンテーション）を行います。プレゼンテーションは、提出された事業計画書の内容を選定委員に説明し、選定委員の質問に回答するという形式で行います。二次審査後、最優秀団体等を選定します。

結果は、一次審査通過団体等全員に通知します。

〔審査の結果通知 令和8年10月中旬予定〕

- (3) 指定管理者選定委員会での選定結果に基づき、11月に指定管理者の候補者を公表します。公表する内容は、選定方法、採点項目及び配点、応募事業者名及び応募事業者数、各応募事業者の採点項目ごとの得点状況（指定管理者候補者以外の団体は匿名）、選定委員会名及び委員氏名、選定委員会議事要旨等で、指定管理者候補者については、提出された事業計画書（概要）も公表します。

なお、指定管理者候補者として選定されなかった場合や欠格条項に該当したことにより選定外となった場合にも、理由等を公表する場合があります。また、候補者が辞退等をした場合は、次順位以降の者と協議を実施し、候補者として選定する場合があります。

- (4) 指定管理者の決定は、令和8年第四回東京都議会定例会の議決を経て行います。
- (5) 指定管理者の決定後、管理運営に関する詳細な事項を定めるため、指定管理者は東京都と基本協定及び初年度の費用に関する協定を締結します（費用に関する協定は、事業計画書で提案された内容に基づき、毎年度締結します。）。

2 選定基準等

- (1) 指定管理者の選定は、次の選定基準と評価項目・配点に基づいて行います。

〔団体の能力の検証 : 30点/100点〕

ア 安定的な経営基盤を有していること。

- ・ 既存事業の経営基盤が安定しているか。

イ 船舶給水施設又はこれに類する施設における良好な管理の業務実績を有すること。

- ・ 良好な業務実績を有しているか。

ウ 船舶給水施設の維持管理業務等に相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

- ・ 指定管理者の役割を十分に理解し、事業者としての社会的責任を果たしていく意思があるか。
- ・ 船舶給水施設の管理に関する知識を有しているか。

エ 船舶給水施設の管理運営及び維持の技術に係る指導育成体制が整備されていること。

- ・ 管理運営の体制が整備されているか。

〔管理運営水準の確保 : 40 点／100 点〕

- ア 船舶給水施設の効用を最大限発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- ・ 利用者に対する質の高いサービスが行われているか。
- イ 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- ・ 適正な維持管理が図られているか。
 - ・ 施設の修繕等に対する姿勢は積極的か。
 - ・ 災害、事故等の予防・緊急対応・安全対策が適切か。
 - ・ 使用許可及び徴収事務処理が適切に行えるか。

〔管理運営の効率化 : 30 点／100 点 〕

- ア 効率的な管理運営が行えること。
- ・ 効率的な管理運営ができるか。
- (2) 応募団体等から提出された事業計画書等を審査した結果、高位の評価を得た者が複数存在し、その評価が同一水準である場合は、都内に主たる事務所・本店（主たる営業所）を有する団体等を優先して選定します。

3 選定等についての問合せ

上記 1 (3) で公表する事項以外の審査の詳細な基準、審査過程、審査結果等、選定に関する事項についての問合せは一切できません。

第 9 管理運営経費

1 委託料の支払い方法

- (1) 委託料は、事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに東京都の予算の範囲内で指定管理者と協議を行い、年度協定を締結した後、月ごとに履行確認の上、12 分の 1 ずつ支払います。
- (2) 委託料は、東京都が年度ごとに予算要求を行い、都議会の議決をもって次年度の予算を確定します。
- (3) 委託料は年度協定に基づき支払うものとし、精算は行いません。委託料の不足分は、東京都が委託業務内容を変更する場合を除き、指定管理者の負担となります。

2 選定基準額

113,567,000 円（消費税 10% で積算）

3 （参考）従前の指定管理者への委託料

年 度	協 定 金 額
令和 5 年度	111,577,000 円
令和 6 年度	111,939,300 円

令和7年度	112,533,960円
-------	--------------

第10 指定管理者と東京都との責任分担

指定管理者と東京都との責任分担については、次のとおりです。

項 目	指定管理者	東 京 都
船舶給水施設の運営管理（、利用指導、案内、苦情対応等）	◎	
船舶給水施設の維持管理（安全の確保、清掃、施設保守点検、設備等法定点検、維持補修、安全衛生管理、光熱水費支出等）	◎	○ （光熱水費のうち原材料の支出及び運搬給水船の法定点検）
船舶給水施設の使用許可業務（使用許可申請の受付、審査、許可等）及びこれに伴う徴収事務（納入通知書の発行、徴収した使用料の都への納付、未納に係る督促業務及び強制徴収等）	◎ （受付・許可・取消し・変更及び現金徴収事務、都への納付、未納者の引継業務等）	○ （納入通知書の発行、強制徴収等）
物品管理	◎	
災害時対応 （待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）	◎	○ （指示等）
災害復旧（本格復旧）		◎
船舶給水施設の整備・改修		◎
包括的管理責任（管理瑕疵を除く。）		◎

※管理運営基準Ⅳの2に規定した全国船舶給水主管者会議会員として令和9年度については、主管幹事となり、総会を開催することから都の指示の下、総会の運営協力、各資料の作成、意見交換会の対応等を行う。

第11 管理運営状況評価及び評価結果の次回選定への反映

1 管理運営状況評価

東京都は毎年度、指定管理者の年間を通じた管理運営状況等について評価を行い、その結果（事業報告書及び施設の管理運営に関する収支状況を含む）を公表します。

2 管理運営状況評価結果の次回指定管理者への反映

今回の選定を経て指定された指定管理者が、当該施設の次回指定管理者選定公募（令和13年度予定）に応募した場合、次回選定時において次に掲げる同一性がすべて確保されている場合

のみ、それまでの管理運営状況の評価結果に応じた加算又は減算を採点評価に反映させます。

(1) 事業者の同一性

対象となる事業者の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更がなく、同一性を有していると認められること。また、コンソシアム応募である場合は、コンソシアムの構成員が同一であり、かつ、各々の構成員が同一性を有していると認められること。

(2) 事業内容の同一性

対象となる東京都港湾管理条例で定める「指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲」及び事業内容に大幅な変更がないこと。

(3) 施設の同一性

対象となる公募時の船舶給水施設のグループ構成に、大幅な変更がないこと。

第12 その他

その他、以下の点に留意してください。

(1) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(2) 指定管理者の指定議決後、指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の決定を取り消すことがあります。

(3) 協定の締結までに、指定を受けた団体による事業の履行が確実にないと認められるとき又は、著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として相応しくないと認められるときは、その指定管理者の決定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(4) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合で、東京都が指定の取消しを行った場合には、東京都に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

災害、その他不可抗力等、東京都及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、東京都と指定管理者は事業継続の可否について協議することとします。

協議の結果、事業の継続が困難だと判断した場合、又は一定期間内に協議が整わないときは、東京都は、書面により協定を解除できるものとします。

(5) 応募受付後に申請を取り下げる場合は、様式8「取下書」を提出してください。

(6) 応募に関する費用は、すべて応募団体等の負担とします。

(7) 指定管理者に指定された場合、令和9年度からの円滑な業務遂行のため、現行指定管理者との引継ぎを行うとともに、管理業務の終了時には、東京都が指定する者に対し、引継ぎを行う必要があります。

【 担 当 】

東京都 港湾局 港湾経営部 振興課 内貿振興担当

住所 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎8階南側

電話 03-5320-5548 内線 43-254

指定管理者募集選定に関するQ & A

1 管理運営

No.	質 問 例	回 答
1	施設の利用は 365 日と考えるのか。休日はあるのか。	利用者から給水のオーダーがあれば、休日や夜間でも対応していただきます。
2	給水の予約受付は 365 日と考えるのか。	電話での予約受付は開所時間内とする、等の対応も可能です。
3	光熱水費（電気・ガス・上下水道）の契約主体は東京都になるのか、指定管理者になるのか	光熱水費の契約主体は、指定管理者です。ただし、給水で使用する水道料金（原水料）については、東京都にて契約し、料金を支払います。
4	今後、東京都が改修工事を行う箇所はあるのか。	施設の設置者として東京都が改修工事を行う場合は、その都度、指定管理者に対して必要な連絡をし、協力頂きます。また、運搬給水船「すいれん」については、毎年、性能検査（法定点検）のためドックに入れています。
5	指定管理者として管理を開始する時点で、すでに老朽化等により補修が必要な箇所がある場合、東京都が対応するのか。	現況のままで管理開始となります。その後、通常の管理を行う上で支障があるものは、指定管理者により補修修繕を行っていただきますので、その経費も事業計画書に見積もってください。ただし、1 件 100 万円以上の補修修繕については、「緊急対応経費」を充てることができます。
6	苦情を処理する中で、想定していない要望が利用者からあり、経費が発生する場合はどうすればよいか。	苦情を受け付け、適切に対応することは、指定管理者の責務であり、通常の維持管理程度の経費で対応できるものについては、指定管理者の負担となります。ただし、岸壁給水栓の新設など新規に施設整備をする場合は、東京都による対応となることもあります。
7	全国船舶給水主管者会議の総会は、具体的に何をすればよいですか。	東京都が開催の準備をする中で、議題回答の集約、配布資料の印刷、当日の配布、案内などの協力をしていただきます。また、意見交換会の開催通知、開催、受付、案内対応をしていただきます。なお、東京都も共同で対応します。

指定管理者募集選定に関するQ & A

2 経費積算関係

No.	質 問 例	回 答
8	維持管理業務の中に1件当たり100万円未満の施設修繕が含まれており、その経費の計上は想定で判断することになるが、壁やフェンスなど壊れている所は全て復旧の対象となるのか。	そのとおりです。
9	維持管理業務の中の1件当たり100万円未満の施設修繕について、例えば年間10件を想定していたが、実際は20件となり想定修繕費を上回った場合、その差額の費用は指定管理者が負担するのか。	そのとおりです。
10	経費の支払いについて、東京都の年度ごとの予算の範囲で指定管理者と協議を行うこととなっているが、令和9年度の予算が決まっていれば教えてほしい。	公募・選定の段階では、東京都の令和9年度予算は決まっていません。選定基準額については、募集要項をご確認ください。
11	年次的に修繕計画を立てて積立金を予算に計上することはできるのか。それとも単年度の予算計上のみを考えればいいのか。	東京都の予算は、単年度予算であり、複数年度にまたがった積立金等の予算措置はできないため、事業計画書を作成の際は、御注意ください。 ただし、一度指定管理者の収益となったものを、指定管理者の判断で施設の管理運営に還元することに支障はありません。
12	募集要項の「委託料の支払方法」にある月ごとの履行確認とは、具体的にはどのようなものか。	履行確認の具体的な書類等は、協定で定めます。
13	今回の契約時に前払金は行われるのか。また、この契約における経費の支払方法は、実費代償方式でないと理解してよいか。	委託料の前払いは行いません。 また、支払方法は、実費代償方式となります。

指定管理者募集選定に関するQ & A

3 募集選定

No.	質 問 例	回 答
14	申請書類に記入する際、文書の書体やポイント、文体に指定はあるのか。	応募書類の書式について、特に指定はしませんが、設問様式は変更しないでください。
15	事業計画書に、図表を用いて記入を行いたいが、設問様式の欄を拡張してもかまわないか。	設問様式は変更しないでください。 図表を用いたい場合は、別紙で作成し、設問一問につき1枚(A4判)のみ添付することを認めます。 なお、この際、どこの設問の資料なのか、別紙中で明らかにしてください。 上記に反する資料は採点の対象外とします。
16	審査を行う選定委員について、どのような人が審査を行うのか。	選定委員会の委員の公表は、選定結果の公表時に行います。
17	審査の際の評価項目と採点の比重を教えてください。	審査は、公募要項の5ページに記載している選定基準、評価項目に基づき、総合的に評価します。配点等の詳細についての公表・問合せ対応はいたしません。
18	指定管理者選定基準に「安定的な経営基盤を有していること」とあるが、この「安定的な経営基盤」とはどのように評価するのか。	応募者から提出された貸借対照表や損益計算書などの財務諸表から判断します。
19	応募資格で「船舶給水施設又はこれに類する施設に関する維持管理業務の実績を有する法人その他の団体であること。」とあるが、「これに類する施設」とはどのようなものか。	運搬給水船「すいれん」を運航していただくことから、船舶の運航を必要とする施設及び清水を船舶に供給する業務などを指します。
20	応募した団体名は公表されるのか。	指定管理者候補者として選定した団体名以外は公表しません。
21	申請団体等の提案内容やその審査結果などは公表されるのか。	指定管理者候補者として選定されなかった場合や欠格条項の該当により選定外となった場合は、提案内容等は公表しませんが、理由等の審査結果は、選定された団体の提案内容とともに公表します。

指定管理者募集選定に関するQ & A

4 その他

No.	質 問 例	回 答
22	指定管理者が業務の一部を第三者に委託する場合に、その契約書類や手続きは東京都の契約制度に準拠するのか。	指定管理者内部で定める契約書類や手続に沿って、契約してもらって構いません。
23	指定管理者の業務内容で、第三者に対して委託ができる業務内容とは何か。	清掃等個別の業務について委託することは、構いません。 ただし、船舶給水船「すいれん」の運航など「主要な部分」の委託は認めませんので、指定管理者自ら行っていただくこととなります。
24	指定管理者が行う個別の契約については、監査の対象となるのか。	指定管理者が行う出納その他の事務については、地方自治法第199条の規定に基づき、監査の対象となります。
25	指定管理者が加入しなくてはならない保険はあるのか。	各種保険への加入については、指定管理者の判断になりますが、施設で発生した事故等により第三者に損害を与えた場合は、指定管理者の管理責任が問われます。 そのため、施設賠償責任保険への加入等、利用者が被った損害への対応に備えた措置が必要です。
26	管理が十分でなく事故が起こった場合、管理瑕疵による賠償責任は指定管理者にあるのか。	個々の事故によって異なりますが、管理不足が原因である場合については、指定管理者が賠償責任を負います。 一方、施設の設置瑕疵が原因である場合は、東京都の責任となります。